

業務プロセス・情報システム標準化の 背景・目的について

事務局提出資料

1. 業務プロセス・情報システム標準化の基本的考え方

【背景】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、地方自治体の情報システムについては、国の主導的な支援の下で標準化等を進めることとされているところであり、地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとなった。
- 併せて、「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）においても、住民記録分野に加え、介護保険等の福祉分野や地方税分野についても、令和2年度以降、業務プロセス・情報システムの標準化を進めることが明記されており、これに沿って推進することとなった。
- 住民記録分野及び第1グループの各分野で先行して検討が進められており、第2グループに属する健康管理分野についても、先行分野の検討内容を踏まえて、検討を行うこととなる。
- 令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し（令和3年9月施行）、標準化の対象範囲として特定される健康管理分野を含む17事務については、基準に適合するシステムの利用が義務付けられることとなった。

【標準化による各主体のメリット】

- 地方自治体 限られた人材のなか専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、他の業務に人材を充当できる。また、財政面では、カスタマイズ抑制、システム共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理費用を削減する。
- システム事業者 個別のカスタマイズ要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニアの人員を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。
- 住民 地方自治体毎に異なる申請様式・手法が統一的に実施されることで、手続の簡素化や合理化が実現する。

2. 業務プロセス・情報システム標準化の基本的考え方

【効果】

- 地方自治体のシステム調達において標準仕様を活用することで、調達プロセス自体を大幅に効率化する。
- 標準仕様を活用した調達により、カスタマイズの抑制と維持管理コストの削減を図る。また、事業者間での円滑なシステム更改も可能とする。
- カスタマイズ抑制により、広域クラウドの推進を図る。

【方向性】

- 検討会にて、地方自治体及びシステム事業者の代表者の合意形成を図りながら、健康管理システムに係る標準仕様書を作成する。《令和4年夏頃までを予定》
- 各システム事業者（※1）は、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載する。
- 地方自治体は、システム更新時期を踏まえつつ、令和7年度までを目標時期として導入する。その際、各地方自治体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。

※1 事業者間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各地方自治体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。

3. 業務プロセス・情報システム標準化の基本的考え方

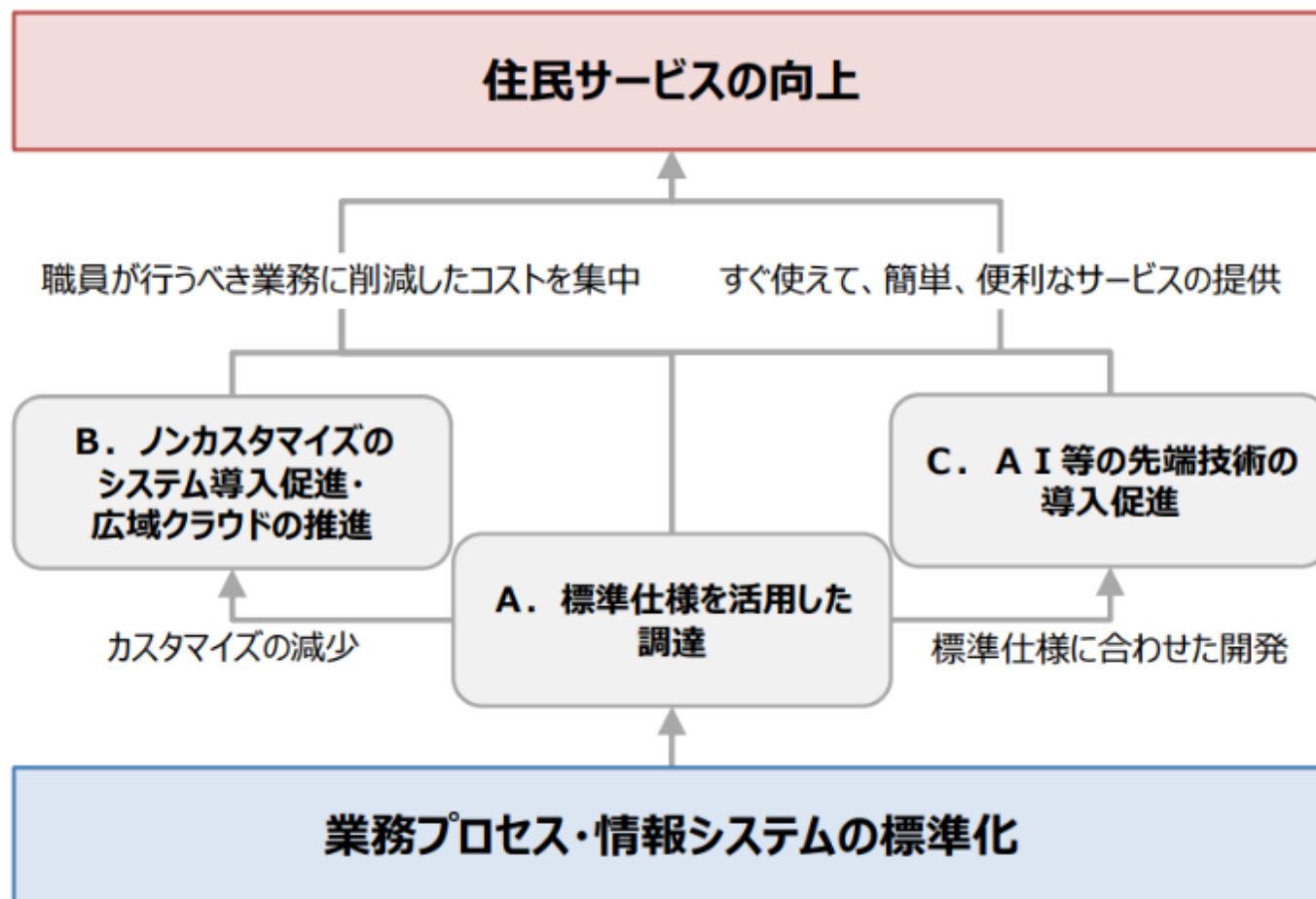
【方針】

- 対象団体
市区町村及び都道府県が法令上の事務の主体となっている基幹業務
- 対象事務
地域情報プラットフォーム標準仕様書を軸に、実態調査結果を踏まえ、対象事務の選定を行う。
- 標準仕様書の取り扱い
住民記録システム標準仕様書で検討されている標準準拠の基準（※2）と同様とする。異なる取り扱いを行う場合は、検討会・WTにおいて議論を行い、明らかにする。
- 利用前提
各地方自治体が、対象事務の処理に利用する情報システムは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により標準化の基準に適合した情報システムを利用することが義務付けられることから、各地方自治体の利用を前提として検討を行う。

※2 標準化対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装しない機能】、【実装してもしなくても良い機能】の3類型に分類し、可能な限り3類型のいずれかに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、事業者間移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

4. 業務プロセス・情報システム標準化の目的

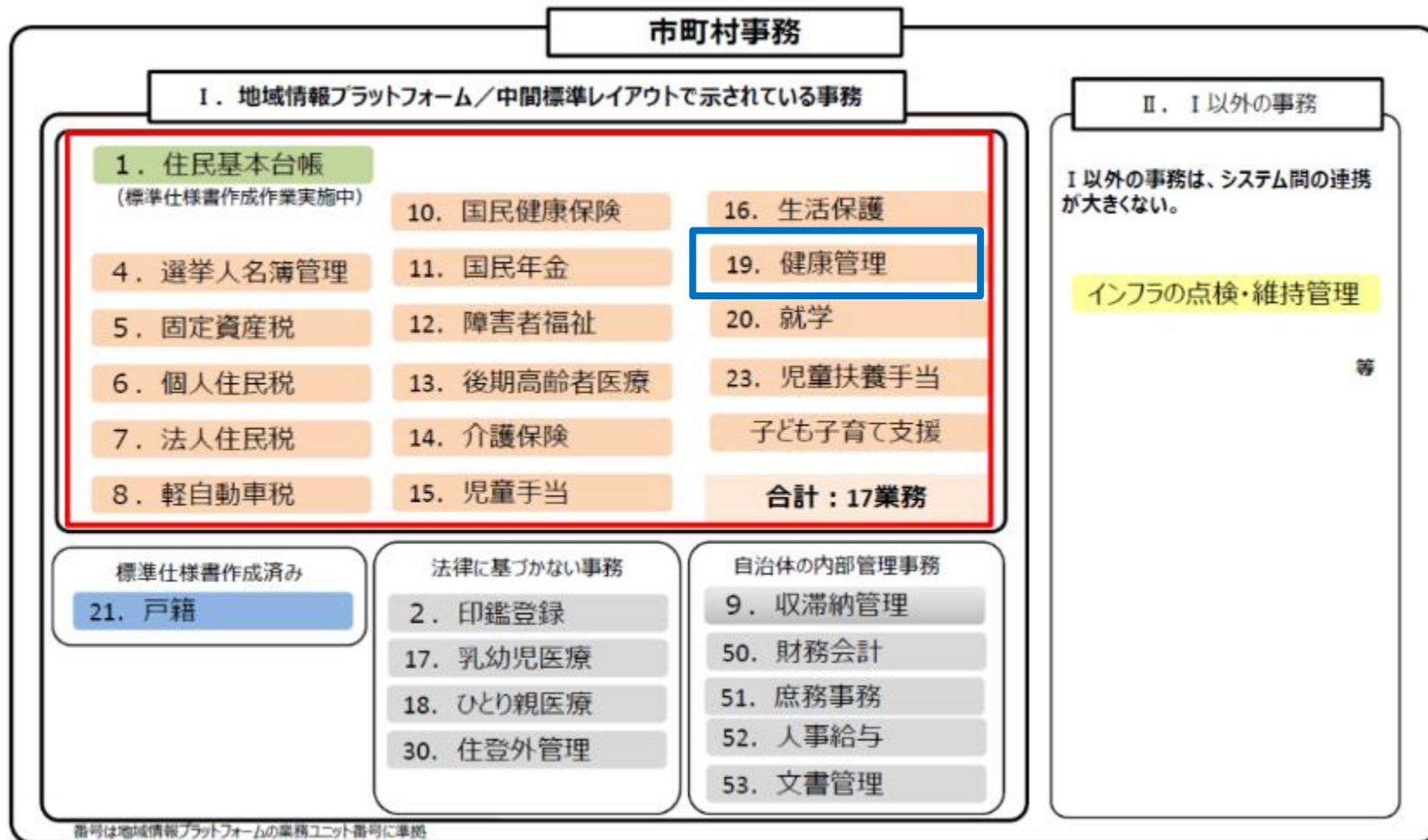
- ▶ 業務プロセス・情報システム標準化は、地方自治体の情報システムに関しては、業務の進め方、利用している帳票、管理している情報がバラバラとなっており、これらを統一することで調達コスト低減、IT人材不足の解消、住民サービス向上及び行政の効率化を進めることが目的とされている。



※令和2年3月17日実施 第11回新戦略推進専門調査会 デジタル・ガバメント分科会 第38回各府省情報化専任審議官等連絡会議 資料3より抜粋

5. 業務プロセス・情報システム標準化の検討対象業務

- 業務プロセス・情報システム標準化対象として挙げられている17業務のうち、本検討会の標準化検討対象は第2グループに属する健康管理業務となる。



※令和2年3月17日実施 第11回新戦略推進専門調査会 デジタル・ガバメント分科会 第38回各府省情報化専任審議官等連絡会議 資料3より抜粋

6. 業務プロセス・情報システム標準化の全体スケジュール概要

➤ 本検討会では、令和3年度中に地方自治体、及びシステム事業者の代表者の合意形成を図りながら、標準仕様案をとりまとめる必要がある。

2020年度				2021年度								2022年度							
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
○住民記録システム				2.0版作成				住民記録・1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				1G・2Gとのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様の変更	
○第1グループ：介護、障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																			
5 標準仕様の案作成				6-1 自治体意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定		1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				第2Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様（各省検討事項）の改定	
○第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、 健康管理、 児童扶養手当、子ども子育て支援																			
1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼）							1-2 検討会・WGの開催												
2-1 主要論点照会(関係ベンダ)			2-3 主要論点整理				2-4 主要論点検討				5 標準仕様（各省検討事項）の案の作成 5-1 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映 5-2 自治体の規模による差も検討・調整				6-1 自治体意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定		
2-2 主要論点照会(自治体)			3 業務フロー（BPMN）作成				4 機能要件の検討				6-2 関係ベンダ意見照会								
○データ要件・連携要件の標準																			
課題整理 アウトプットイメージの作成				住民記録システムの案の作成				第1Gの案の作成				第2Gの案の作成				案の自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様の決定	

※令和3年9月22日実施 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議 資料4より抜粋

參考資料

地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の取組経緯

日付	概要
平成30年6月	自治体戦略2040戦略構想研究会第2次報告(総務省)
令和元年5月	地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI/ロボティクスの活用に関する研究会報告書(総務省)
令和元年8月	自治体システム等標準化検討会(総務省)検討開始 ※住民基本台帳事務
令和元年10月10日	令和元年第8回 経済財政諮問会議
令和元年12月19日	新経済・財政再生計画改革工程表2019 経済財政諮問会議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和元年12月20日	デジタル・ガバメント実行計画 閣議決定 ※住民基本台帳事務以外の事務(地方税分野を含む)について、令和2年度以降標準化に取り組む旨明記あり。
令和2年2月21日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議(第1回) 開催(内閣官房IT総合戦略室)
令和2年2月26日	地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議幹事会(第1回)開催(内閣官房IT総合戦略室)

出典：令和2年6月12日 第1回税務システム標準化検討会資料より

標準化検討の経緯等について

新経済・財政再生計画 改革工程表2019

- 改革工程表は、骨太の方針に定められた「新経済・財政再生計画」の改革事項について、改革工程を具体化するもの。平成30年12月に策定され、令和元年12月19日の経済・財政諮問会議で改定され、地方税分野を含む自治体の情報システムの標準化について掲載。
- 改革工程表と同様の内容について、デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)にも掲載。

改革工程表(抜粋)

骨太における取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	第一階層KPI	第二階層KPI
ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。	<p>内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省は、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している以下の地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当(内閣府) ・選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税(総務省) ・就学(文部科学省) ・国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当(厚生労働省) ・子ども・子育て支援(内閣府・厚生労働省) <p>上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。</p> <p>特に、地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉、就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。このほか、各省は以下の事項に取り組む。(略)</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める場合には、地方自治体関係者やベンダー等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>内閣府・総務省・厚生労働省は、情報システム標準化による効果が見込める業務について、標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。</p>	<p>○対象業務に対して、実際に標準仕様書が作成された業務の割合</p> <p>【標準仕様書について、全体の40%に当たる業務が2021年度末までに、90%に当たる業務が2022年度末までに完成していること】</p>	<p>○標準仕様書が作成された業務における当該標準仕様書が利用された情報システムを利用する地方自治体の割合</p>

出典：令和2年6月12日 第1回税務システム標準化検討会資料より

スマート自治体研究会 ※ 報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口(※)減少による**労働力の供給制約**

※ 8,726万人(1995) → 6,000万人未満(2040)

Society 5.0（超スマート社会）における**技術発展の加速化**

(参考) 商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

➤ 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる**重複投資**

→ **住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担**

(参考) 1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民間問わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ

➤ 世界のスピードに間に合うためには、**デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要**

(参考) 米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る / エストニアは起業の手続が短いことで起業家が集積

今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引越方式」が必要

方策

原則① 行政手続を紙から電子へ

原則② 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ

原則③ 自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

〔具体的方策〕

業務プロセスの標準化 / システムの標準化 / AI・RPA等のICT活用普及促進 / 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化 / データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化 / セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用 / 人材面の方策、都道府県等による支援

出典：令和2年6月12日 第1回税務システム標準化検討会資料より

スマート自治体を実現するための方策（抜粋）

方策① 業務プロセスの標準化

- ✓ 人口規模や組織等で類似する自治体間で業務プロセスを比較しながらBPRを行い、最も効率性に差があるボリュームゾーンを見極めた上で、ベストプラクティスに標準化（取組例：総務省「自治体行政スマートプロジェクト事業」）
- ✓ システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる。

方策② システムの標準化

- ✓ 本報告書公表（2019年5月）後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミットした形で個別行政分野のシステムの標準仕様書を作成する取組を開始（各行政分野につき原則1年以内）。自治体クラウドは引き続き推進

（留意点）

- 標準仕様書の作成によるだけでなく、標準化されたシステムを一元的に調達・配布する方法は、全国的な巨大なベンダロックインに陥るおそれ
- 国が調達・配布したシステムでも、自治体内の他システムとの連携にカスタマイズと追加費用を要する等の理由で使っていない自治体が多数あるものも存在
- ✓ 各行政分野に取り組むが、自治体システムの中核をなす住民記録システムを最優先。自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野も優先的に取り組む。所管府省は、総務省・内閣官房IT総合戦略室と連携
- ✓ ベンダは、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載
- ✓ 自治体は、システム更新時期（5年程度）を踏まえつつ速やかに導入し、遅くとも2020年代に、各行政分野において、複数（※1）のベンダが全国的なサービス（例：LGWAN-ASPサービス）としてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに（※2）利用する姿を実現（※3）

※1 ベンダ間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各自治体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。

※2 住民サービスの維持・向上等の観点から自治体が独自の施策を行っている場合であって、他の方法での対応が困難であるなどの事由がある場合を除く。

※3 既にある程度標準化が進んでいる人口規模・分野等については、標準仕様書作成のプロセスを経ずにこの姿を実現することも考えられる。

出典：令和2年6月12日 第1回税務システム標準化検討会資料より

自治体における標準準拠システムへの移行までの工程

① 標準仕様作成(関係府省)

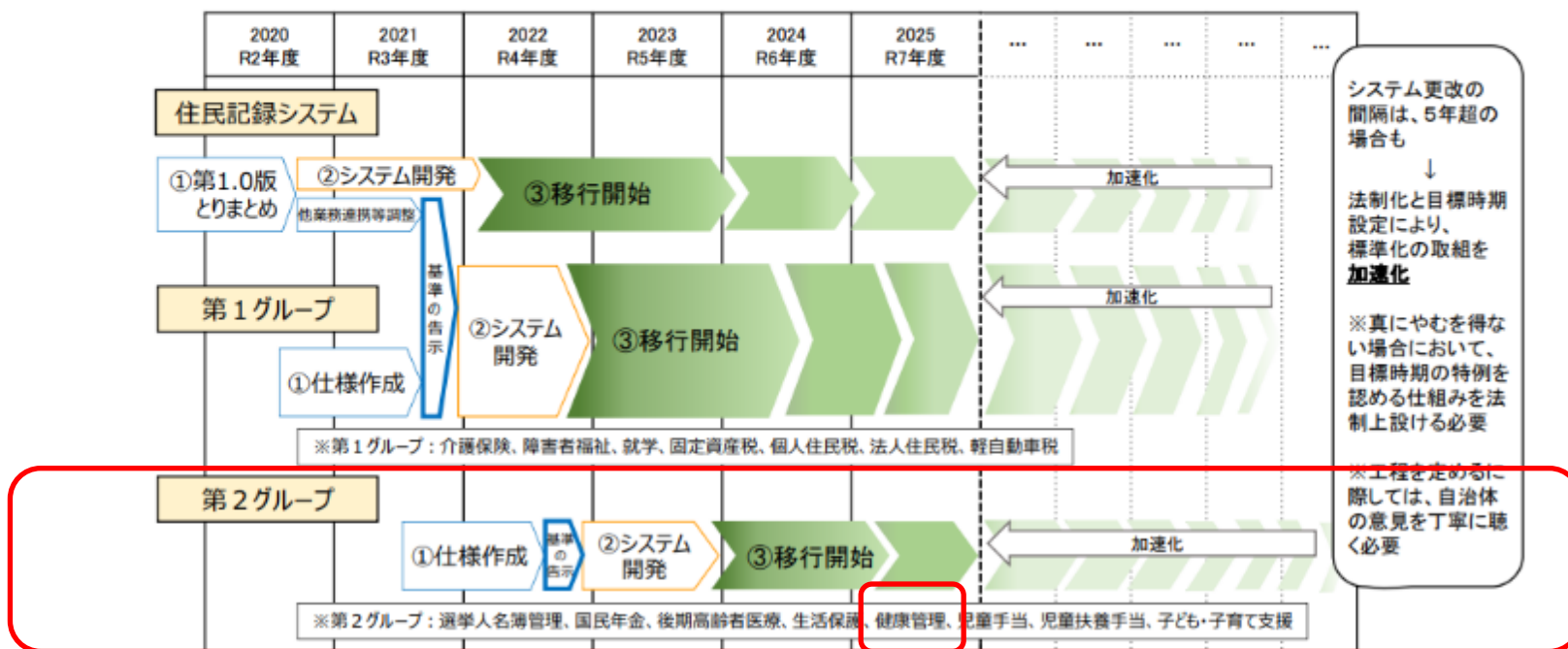
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)等で定められたスケジュールに沿って、関係府省において標準仕様を作成。
- ・住民記録システムについて、総務省・自治体・事業者からなる検討会にて標準仕様書【第1.0版】を取りまとめ(令和2年9月11日公表)。他業務の標準仕様との連携等の観点から、随時見直しを図る。

② 標準準拠システム開発(事業者)

- ・事業者は、標準仕様等に沿って、標準準拠システムを開発。

③ 標準準拠システム移行(自治体)


- ・自治体は、システムの更新時期等も踏まえつつ、移行期間内に標準準拠システムに移行。



加速化を行う上で、それに伴って生じるシステム更新時期の前倒し等による追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

出典：令和2年9月25日 第5回 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第3回）総務省説明資料（自治体業務システム統一・標準化加速策）より

地方自治体システムの標準化・共通化に関する最近の動向



○ 令和2年12月25日 「デジタル・ガバメント実行計画」(閣議決定)【資料P 2～P 4】

- ・ 主要な17業務に係る標準準拠システム移行の目標時期を2025年度(令和7年度)とする。
- ・ 地方公共団体の情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けて具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

○ 令和3年1月28日 令和2年度第3次補正予算成立【資料P 5】

○ 令和3年1月29日 地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議(第3回)【資料P 6～P 12】

- ・ 「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」が示される。

※ 令和3年2月9日に、総務省自治行政局が各自治体向けに「自治体DXの推進等に関する説明会」を開催し、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から、上記関係府省会議で使用した「地方自治体の業務システムの統一・標準化の作業方針見直し」資料を用いて、地方自治体システムの標準化・共通化を説明。



○ 令和3年2月9日 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 閣議決定
令和3年5月12日 同法 成立【資料P 13】

- ・ 令和3年9月1日施行

標準化検討の経緯等について

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（○内閣官房、○総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、**固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）**、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、**健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）**並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に**業務プロセス・情報システムの標準化を進める**。各府省は以下の事項

に取り組み、**住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。**

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する**。その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う**。その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）**とし、それに向け地方公共団体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。

（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

標準化検討の経緯等について

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（○内閣官房、○総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

①住民記録（総務省）

住民記録システムについては、2020年9月に標準仕様書（第1.0版）を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書（第1.0版）を改定する。

②地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理（総務省）

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議」の方針を踏まえ、**2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。**

選挙人名簿管理に係るシステムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

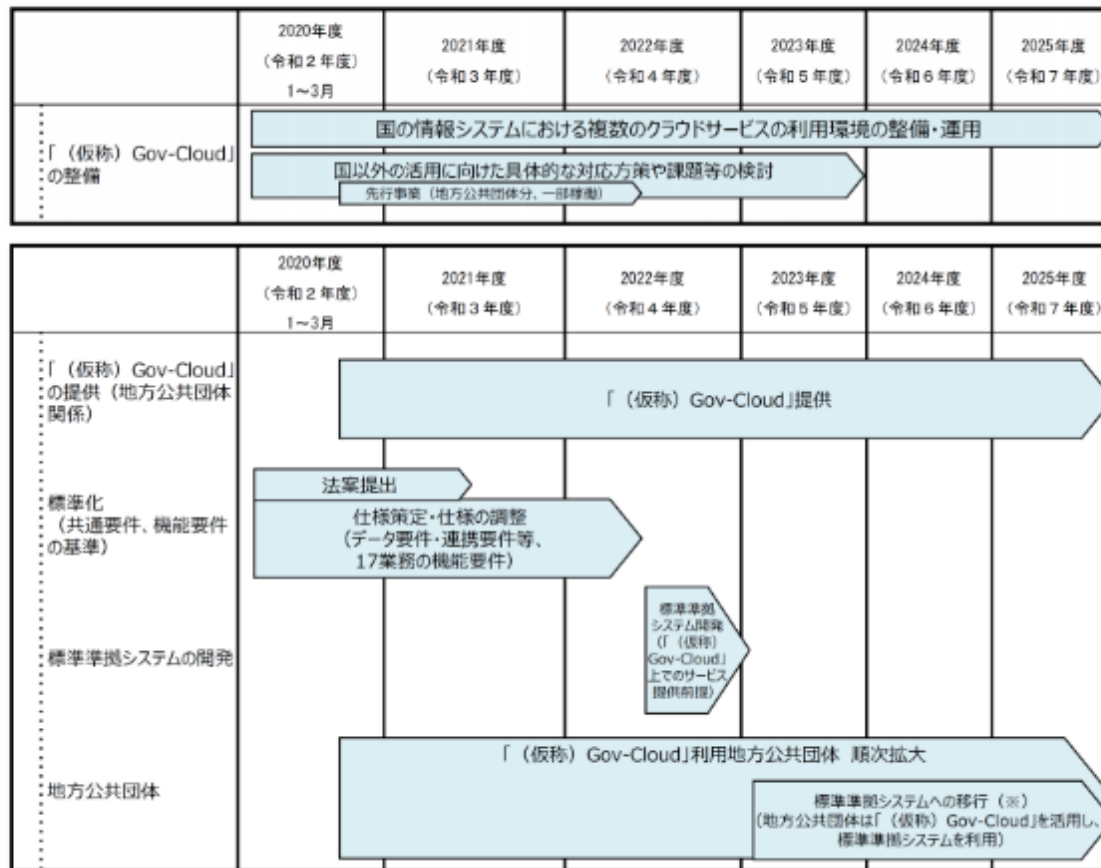
⑤児童手当（内閣府）、子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省）

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

出典：令和2年12月25日閣議決定 デジタルガバメント実行計画 より

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定） 別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）（抜粋）

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

出典：令和2年12月25日閣議決定 デジタルガバメント実行計画 より

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要なとされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

4